

世田谷区立保育園「補助員」募集案内

1 各園任用職種等

募集区分	職種	職務内容	勤務時間	勤務日数	報酬月額 地域手当相当分含 (令和8年度予定)	募集人数	期末・勤勉 手当の有無	
調理補助	A	調理補助員①	午前9時～午後4時 (うち休憩60分)	月8日	75,206円	若干名	なし	
	B	調理補助員②	午前9時～午後5時 (うち休憩60分)	月8日	87,741円	若干名	なし	
	C	調理補助員③	■給食調理業務補助 に関すること (調理、配膳、片づけ、 清掃等)	午前9時～午後4時 (うち休憩60分)	月4日	37,603円	若干名	なし
	D	調理補助員④		午前9時～午後5時 (うち休憩60分)	月4日	43,870円	若干名	なし

■その他職務内容 保育園の運営に関し、所属園長の指示する事項

2 任用開始時期

令和8年6月

3 任用期間

令和8年6月1日～令和9年3月31日まで

※勤務実績等を考慮した上で、再度の任用をする制度があります。

※原則世田谷区役所内の別の職務と兼務はできません。

4 受験資格

・以下の地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません

(心神耗弱を原因とするもの以外)。

・性別・国籍は問いません。

なお、日本国籍以外の場合は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」であることが条件となります。

5 申込方法

■別添の任用選考申込書（両面印刷）に記入してください。

■複数職の申込希望は可能ですが、選考後、任用される職種は1種類のみです。

(1) 持参による申込み・郵送による申込み

- ① 提出物 別添の任用選考申込書（両面印刷）
- ② 提出先 世田谷区 子ども・若者部保育課 保育職員係（区役所第2庁舎2階2番窓口）
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
TEL03-6453-4912（直通）
- ③ その他 ※郵送の場合、封筒の表に「補助員募集申込み」と赤字で明記してください。
※持参の場合 土・日・祝日を除く、
8:30から17:00までに上記窓口へお越してください。

6 申込期限

令和8年5月13日（水）【必着】

7 選考内容

(1) 第1次選考

選考方法 書類審査

※第1次選考で不合格の場合、第2次選考は行いません。

(2) 第2次選考（第1次選考に合格した受験者へ保育園より連絡がございます。）

- ① 選考方法 面接(個別面接)
- ② 選考日 令和8年5月15日（金）～令和8年5月18日（月）
- ③ 選考会場 世田谷区立 **用賀保育園分園わくわく保育園（世田谷区用賀2-28-20）**

(3) 合格発表（第1次、第2次選考の結果をあわせて発表いたします）

令和8年5月下旬頃発送予定 ※可否に関わらず全員に通知いたします。

8 勤務先

- ・世田谷区立 **用賀保育園分園わくわく保育園（世田谷区用賀2-28-20）**
- ・敷地内は禁煙です。

【世田谷区立保育園】

乳児保育や障害児保育、さらに延長保育、緊急一時保育など多様な保育を行っています。また、誕生会・遠足・運動会・地域の住民を交えたお祭りなどの行事、子育て相談などを行っています。

9 勤務日

勤務日は月～土曜日の間で、所属園長が前月25日頃までに勤務表で指定します。

※日・祝休み（原則として、特定の曜日の勤務希望を出すことはできません。）

10 休暇及び休業

年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。

11 給与等

(1) 支払日

支払いは当月払いです。原則として、毎月15日までに支給します(指定口座への振込み)。

(2) 通勤費

通勤費は区の定める基準に基づき、基本報酬とは別に支給します。

(3) 期末・勤勉手当

一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給します。

(4) その他

勤務しない日数、時間については報酬を減額します。
月の途中で退職する場合、退職月の報酬は日割計算とします。

1 2 服務

地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがあります。

1 3 公務災害補償等

公務災害補償等の適用となります。

【問合せ先】

世田谷区子ども・若者部保育課保育職員係
(区役所第2庁舎2階22番窓口)
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
TEL 03-6453-4912 (直通)